

**宮古で消防出初式
皆さんのご参観を**

宮古地区広域行政組合では、消防出初式を行います。皆さんどうぞご参観ください。

▷日時 来年1月6日(水)
午前11時～11時半

▷場所 宮古消防署3階体育室

◆問い合わせ 宮古地区広域行政組合消防本部(☎71-1159)へ。

**日本年金機構が
1月1日に設立**

社会保険庁が廃止され、1月1日から新たに「日本年金機構」がスタートします。現在の宮古社会保険事務所は「宮古年金事務所」と名称が変わりますが、年金相談などの窓口として引き続きご利用できます。また、同事務所は現在ある社会保険事務所の建物をそのまま使用するため、所在地に変更はありません。

◆問い合わせ 宮古社会保険事務所(☎62-1963)へどうぞ。

**年末年始の休業日****◎ごみの収集業務**

▷休む日 12月27日、1月1日～3日

※宮古清掃センターと小山田最終処分場、リサイクルセンターもこの期間は休みます。

◆問い合わせ 町住民生活課環境衛生担当(内線127)へ。

◎町斎場

▷休む日 1月1日

◆問い合わせ JA新いわて葬祭センター(☎82-4746)へ。

◎町立図書館

▷休む日 12月25日～1月4日
※この期間は本の返却もできません。

◆問い合わせ 町立図書館(☎82-3420)へどうぞ。

◎患者輸送バス

▷休む日 12月29日～1月3日

◎保健センター機能訓練室

▷休む日 12月28日～1月4日

◆問い合わせ 町保健福祉課健康管理担当(内線160)へ。

水道管の凍結にご注意を

朝夕の冷え込みが一段と厳しくなり、水道管の凍結が心配な季節です。天気予報などを参考にして、翌朝冷え込みそうなときは水道管の水抜きを行ってください。

誤って水道を凍らせてしまったときは、水道管(保温筒などは取り外す)や蛇口にタオルなどの布を巻き付け、上からゆっくりお湯をかけて温めてみてください。解凍できないときは下表の工事店に依頼してください。

◆水抜きの操作手順 ①家中の蛇口を全部閉める ②水抜き栓を完全に閉める ③蛇口をいっぱいを開ける
※水抜き栓や蛇口の開閉はしっかり行いましょう。開閉作業を中途半端にすると、水道管に水が残ったり漏水したりすることがありますので、十分ご注意ください。

◆水道修理工事店

修理当番日	業者名	電話番号
12月7日～12月13日	佐藤 藤 建 業	82-9832
1月18日～1月24日	藤 沢 組	82-3094
3月1日～3月7日	齊藤 工 業 所	86-2250
12月14日～12月20日	山田 ガス(有)	82-2986
1月25日～1月31日	キドワキ建材アルミ	82-5652
3月8日～3月14日	(有)川村 建設	84-3761
12月21日～12月27日	堀合 建設	82-5151
2月1日～2月7日	鈴木 設備	82-3462
3月15日～3月21日	吉川 建設(株)	86-2635
12月28日～1月3日	篠澤 管工 業(有)	84-3644
2月8日～2月14日	木村 水道工事店	82-2430
3月22日～3月28日	木村 土木(株)	86-2017
1月4日～1月10日	(有)最上 商店	86-2622
2月15日～2月21日	サト 一 設備	82-0126
1月11日～1月17日	(有)齊藤 設備	86-3373
2月22日～2月28日	(有)木下 建設	82-2520
	旭 技 研	82-6131

◆問い合わせ 山田町水道事業所(内線221)へどうぞ。

ただし、平成20年4月から21年7月末までの間に通知をお届けします(3番窓口)に申請してください。

■申請が必要で
支給の対象となる被保険者の方には12月中に通知をお届けします(3番窓口)に申請してください。

医療と介護の両方のサービスを利用している世帯の負担を軽減するための「高額医療・高額介護合算制度」が始まりました。これは、世帯内の国民健康保険被保険者または後期高齢者医療制度加入者全員が1年間に支払った医療保険と介護保険の自己負担額を合計し、下表の限度額を超えた場合にその超えた金額を支給するものです。

高額医療・高額介護合算制度

医療と介護の負担を軽減するための

◆高額医療・高額介護合算の自己負担限度額(年間)

計算期間は毎年8月から翌年7月末までの12カ月間です。ただし、本年度は制度施行初年度であるため、平成20年4月から21年7月末までの16カ月間で計算され、限度額は【 】内の金額となります。

国保+介護保険 (70歳未満の人がいる世帯)		国保+介護保険(70～74歳の世帯)、 後期高齢者医療制度+介護保険	
現役並み所得者	126万円【168万円】	現役並み所得者	67万円【89万円】
一 般	67万円【89万円】	一 般	56万円【75万円】
町 民 税 非 課 税	34万円【45万円】	低 所 得 者Ⅱ	31万円【41万円】
		低 所 得 者Ⅰ	19万円【25万円】

- ・現役並み所得者…年間の課税所得が145万円以上の方
- ・低所得者Ⅱ…世帯全員が町民税非課税となっている世帯の人
- ・低所得者Ⅰ…低所得者Ⅱのうち各所得が0円(年金受給額が年額80万円以下)の人または老齢福祉年金を受給している人

◆申請先・問い合わせ 町住民生活課国民健康保険担当(内線125)へどうぞ。